

旧野津町地区「人・農地プラン」について

1. 協議区域の範囲

旧野津町（野津市一区、野津市二区、野津市三区、野津市四区、野津市五区、野津市六区、野津市七区、野津市八区、野津市九区、板屋、竹下、野口住宅、荒瀬、中山、迫、篠迫住宅、県営篠迫住宅、原口住宅1、原口住宅2、原口住宅3、寺小路、日当、大久保団地、希望ヶ丘団地、小郡の丘、池原、菅無田、生の原、都松団地、若山、花原、野津芝尾、桐木、田の平、城崎、塩柏、蔵園、福青田、田良木、笠良木、松尾、塚田、大内、岩瀬、溜水、持丸、八熊、下西神野、上西神野、小園、後河内、一ツ木、笹枝、町部、吉岡、栃原、折立、奥畑、椎原、出羽、福原、波津久、内河野、戸上団地）地区

2. 協議結果の取りまとめ年月

令和2年3月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	48	経営体（個人：36 法人：12）
認定新規就農者	44	経営体
集落営農	0	組織
個人	0	経営体
法人	0	経営体

4. 前記3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化しながら、農地の分散錯圃解消を狙う。

農地の低利用化を防ぐため、新規就農者などの参入を促進して流動化を図る。

6. 農地中間管理機構の活用方針

利用権設定の際は、農地中間管理機構の活用を検討することを基本方針とし、特に農業をリタイア・経営転換する場合は、農地中間管理機構の活用を原則とする。また、利用権の交換などで担い手の分散錯圃を解消する場合は、農地中間管理機構の活用を念頭に計画することとする。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状維持を目標とし、状況の変化に応じてプラン見直しを検討する。

優良農地の維持・確保を主たる目標とし、地域での農業を継続していく担い手に農地を集積・集約しながら、地域農業の発展を目指していく。